

最終処分場候補地選定調査業務技術資料作成要領

1 業務概要

- (1) 業務年度 平成21年度
- (2) 業務名 最終処分場候補地選定調査業務
- (3) 業務場所 田辺市稲成町、秋津川、東牟婁郡串本町高富地内
- (4) 業務概要 最終処分場整備のための建設用地の選定
- (5) 業務期間 平成23年3月31日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 設定無し
- (8) 業務形態 単体企業
- (9) 支払条件 前払金 無
部分払 有
- (10) 入札保証金 不要
- (11) 各会計年度における請負代金の支払限度額
 - ア 平成21年度 請負代金のうち100万円
 - イ 平成22年度 契約額から平成21年度で支払った額を差し引いた額

2 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、提出期間内に入札公告に示す入札場所に持参し提出すること。
- (2) 入札書提出期間
平成22年1月12日(火)午前9時25分から午前9時30分まで

3 技術資料の様式及び提出方法

- (1) 技術資料の様式は、技術資料作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
 - ア 技術資料提出書(様式1)
 - イ 同種業務等の実績(様式2)
 - ウ 所属技術者調書(様式3)
 - エ 県内営業所等調書(様式4)
- (2) 様式のサイズはA4判縦(A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。)とし、各1部を提出するものとする。
- (3) 技術資料は技術資料提出書(様式1)に記載のある1から3の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
- (4) 公社から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術資料を提出しなければならないものとする。

4 技術資料の内容に関する留意事項

- (1) 同種業務等の実績
 - ア 平成11年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し成果品の引き渡しが完了した最終処分場の整備に係る候補地選定、設計及び施工監理に関する業

務の受注実績（実施中のものを除く。）の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。

最終処分場の整備に係る候補地選定、設計及び施工監理に関する業務の受注実績がなく、和歌山県業務認定審査会設置要綱（平成20年5月1日施行）で規定する業務認定審査会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認められた者は、様式2に代えて実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。

イ 記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。

ウ 記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いた業務カルテ等の書類を添付すること。

（2）所属技術者

ア 県内に本店を有する者にあつては、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士の資格を有する者（以下「技術士」という。）（衛生工学部門のうち廃棄物管理を選択科目とする者）、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）第3条第1号口の規定に基づき認定された技術管理者（以下「技術管理者」という。）（廃棄物部門）、社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）資格試験の合格者（廃棄物を専門技術部門とする者）のいずれか2名と、技術士（応用理学部門のうち地質を選択科目とする者）、技術管理者（地質部門）、RCCM資格試験合格者（地質を選択科目とする者）のいずれか1名を様式3に記載すること。

県内に本店を有しない者にあつては、技術士（衛生工学部門のうち廃棄物管理を選択科目とする者）2名と技術士（応用理学部門のうち地質を選択科目とする者）が1名を様式3に記載すること。ただし、登録規程により地質部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。

イ 記載した技術者の資格が確認できる資料として、技術士登録等証明書、建設コンサルタント技術管理者認定通知書、RCCM登録証、RCCM資格試験合格証の写しを添付すること。

また、県内に本店を有しない者にあつては、他の部門の技術管理者となっていないことが確認できる資料として、登録規程に基づく現況報告書の副本の写し（技術管理者が記載されている箇所）を添付すること。

ウ 記載した技術者の常勤性が確認できる資料として下記のいずれかの写しを添付すること。

- a．健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
- b．住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- c．県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
- d．県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、申請日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

(3) 県内営業所

ア 県内に本店を有しない者にあつては、和歌山県内の支店、営業所等を様式4に記載すること。

また、和歌山県内営業所等認定通知書の写しを添付すること。

5 苦情申し立て

(1) 理事長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。

(2) 入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、理事長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書(本要領添付の様式)を持参又は郵送することにより行うものとする。

(4) 理事長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

(5) 苦情申立書の受付窓口、受付時間

苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。

受付窓口：〒646-8580

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

財団法人 紀南環境整備公社 事務局

受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

6 その他の留意事項

(1) 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。

(4) 提出された技術資料は、返却しない。

(5) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を公社ホームページに掲載する。

〒646-8580

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

財団法人 紀南環境整備公社 事務局

電話 0739-81-3550